

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成30年2月14日
(契約責任者)西日本高速道路株式会社 関西支社
支社長 村尾 光弘

記

1. 工事概要

- (1)維持修繕作業名 平成30年度 第二神明道路 道路保全工事(不落札協議対象)
(2)維持修繕作業場所 自)兵庫県神戸市須磨区月見山町
至)兵庫県明石市魚住町清水
自)兵庫県神戸市垂水区名谷町
至)兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹

- (3)作業内容 本工事は、第二神明道路事務所管内の第二神明道路 月見山～明石西IC及び第二神明道路北線 垂水JCT～永井谷JCT間において、道路を構成する各部分の機能及び道路空間環境を一定の水準に保つため、交通規制、交通事故復旧・補修工事、清掃作業、雪氷対策作業、緊急作業、植栽作業の各業務を年間通じて総合的に実施するものである。

本工事は、高速道路の通行車両等に対する高度な安全管理、交通・気象特性等の現地状況を踏まえ、継続的な業務執行体制及び迅速かつ適切な緊急出動体制等が要求される。

- (4)道路諸元(作業環境)

延	長	29.9km			
(うち土工22.9km、橋梁4.9km(33橋)、トンネル2.1km(3本))					
規	制	速	度	70km/h 他	
日	平均	断面	交通	量	約7万9千台
車	線	数	片側2車線		

- (5)施工概要

交	通	規	制	約380日規制				
路	面	清	掃	約5,800km				
排	水	こ	う	清	掃	約40km		
事	故	復	旧	工	事	件	数	約170件
雪	氷	対	策	作	業	日	数	約15日
植	栽	作	業	樹木剪定・伐採、草刈り等				
補	修	工	事	はく落防止対策、遮音壁落下防止対策等				

- (6)契約期間 平成30年6月1日～平成31年5月31日(365日間)

- (7)本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

- (8)(7)の単価表は原則として電磁的記録媒体(CD-R)で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

- (9)本工事は、工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案(以下「技術提案」という。)及び技術提案資料の提出を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

- (10)本工事は、不落札協議の対象工事であり、落札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないときに、当該入札手続が終了した旨を明らかにした上で、入札参加者に対して協議を要請する場合がある。

不落札協議は、不落札となった工事の単価、歩掛り、施工方法その他の技術的事項について、入札時において提出された単価表その他会社が求める資料に基づき会社・入札参加者の双方が確認するものである。

(11) 本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。

入札前価格見積方式とは、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、この工事の入札に参加を希望する者から競争参加資格等確認申請と併せて見積書の提出を求め、見積書提出後、西日本高速道路株式会社にて、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて審査を行い、必要に応じ入札者と見積書の内容の確認（以下「技術確認」という。）を行い、その結果に基づき、最も適正な価格であると認められた価格を活用して契約制限価格の設定を行う方式をいう。

2. 競争参加資格確認申請書の作成及び提出に関する事項

(1) 申請書等の提出

入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）及び技術提案書を含む。）（以下「申請書等」という。）及び見積書を提出するものとする。

(2) 申請書等の作成

・確認資料及び技術提案書は入札説明書に基づき作成するものとする。

(3) 入札説明書、図面、仕様書等の入手方法

入札参加希望者は、入札説明書、知識確認実施要領、技能確認実施要領、契約書案、入札者に対する指示書、仕様書、単価表及び入札公告の写しを入札公告の日から平成30年3月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く）入札情報公開システムにより提供する。

<https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「171001213」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後4時まで、下記の場所において直接交付する。

西日本高速道路株式会社 関西支社 総務企画部 経理課

（住所）〒567-0871 大阪府茨木市岩倉町1番13号

（電話番号）06-6344-9241

(4) 申請書等の提出期間及び場所

申請書等の提出期間及び提出場所は、下記のとおりとする。

提出期間 平成30年2月15日（木）から平成30年3月16日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

提出場所 上記2.（3）に同じ。郵送又は電送は受け付けない。

申請書等の確認 受付時に単純な記載漏れ又は記載ミスがないかどうかを確認する必要があるため、提出する資料について内容を理解し、説明できる者が持参すること。

その他

- ・申請書等と併せて、入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。
- ・入札前価格見積方式に関する技術確認を行う場合は、申請書等の提出期限以後平成30年4月12日（木）までの間を予定している。技術確認は書面、対面又は電話により実施する。
- ・技術確認の結果、再度、入札前価格見積方式に関する見積書の提出を求める

場合がある。

- ・入札者は会社からの技術確認の有無にかかわらず、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更が発生した場合、平成30年4月20日（金）午後4時00分までに持参、郵便（書留に限る）又は託送の方法により、上記4.（1）の場所に金額を変更した入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。なお、提出が無い場合は、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更がないものとみなす。

3. 知識確認等に関する事項

入札参加希望者の工事実施能力を確認するため、知識確認並びに技能確認（以下「知識確認等」という。）を実施する。

(1) 知識確認

内容

当該工事を適正に実施するうえで必要な施工管理、安全管理、維持作業、交通規制、雪氷対策作業等に係る基礎知識について筆記（択一式）による確認を行う。

対象者

入札参加希望者が提出する確認資料に記載した主任（監理）技術者全てを対象者とする。

知識確認実施時期 平成30年3月下旬（予定）

入札参加希望者への通知

知識確認の実施日時、実施場所その他関係事項については、知識確認実施日の7日前までに入札参加希望者に別途通知する。

知識確認の実施方法等の詳細については、上記2.（3）の知識確認実施要領による。

(2) 技能確認

内容

当該工事を適正に実施するうえで必要な交通規制に係る技能を有するか否かの確認を行う。

対象者

入札参加希望者が提出する確認資料に記載した主任（監理）技術者のうち、知識確認合格者の中から入札参加希望者抽出した1名及び入札参加希望者が任意で選定する交通規制を行う作業員（4名程度）を対象とする。

技能確認実施時期 平成30年3月下旬（予定）

入札参加希望者への通知

技能確認の実施日時、実施場所その他関係事項については、技能確認実施日の7日前までに入札参加希望者に別途通知する。

技能確認の実施方法等の詳細については、上記2.（3）の技能確認実施要領による。

4. 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時に、「平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格」のうち、「道路保全土木工事」の認定を受けていること。
- (3) 申請書等の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領」（平成17年要領第96号。以下「指名停止事務処理要領」という。）に基づき「地域1」において、指名停止を受けていないこと。

- (4) 平成14年度以降に、元請として、供用中の自動車専用道路の交通規制（本線の車線減少）を実施した工事の施工実績を有すること。ただし、片側交互規制・その他を除く。
- (5) 配置予定技術者の資格及び工事経験について、次に掲げる から を満たすこと。
配置予定の主任（監理）技術者が、平成14年度以降に、元請として、供用中の自動車専用道路において「交通事故復旧・補修工事」、「清掃作業」、「緊急作業」、「雪氷対策作業」、「植栽作業」のうちいずれかの作業の現場代理人又は主任（監理）技術者としての経験を有し、かつ、当該工事に対応する許可業種に係る主任（監理）技術者の資格を有する者であること。
主任（監理）技術者にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
監理技術者にあつては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (6) 施工計画が適切であること。
- (7) 知識確認等の結果、知識確認の点数（複数の者が確認を受けた場合は、その内1名以上）が70/100点以上であつて、技能確認の結果、当該工事を適正に遂行する能力を有すると認められた者を、契約期間中継続して配置できること。
- (8) 工事入札公告の前年度から起算した過去2年間（平成27年度及び平成28年度）における当該工種の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 入札前価格見積方式に関する見積書が提出されていること。

5. 技術提案書の評価に関する事項

- (1) 競争参加者におけるより優れた技術力を適正に評価するため、提出された技術提案書の評価を実施する。
- (2) 提出された技術提案書に付与する技術評価点は、次項で示すとおり総合評価落札方式における価格以外の落札者を決定する要素となる。
- (3) 技術提案書の内容、記載方法、評価項目、技術評価項目、評価基準等は入札説明書による。

6. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、「入札価格」及び評価項目に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- 2) 1)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

- 1) 技術評価点の最高点を30点とする。

なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

- イ) 技術評価点1位の者が2者以上の場合

技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、

最も優位な1者に対し0.5点

口) 技術評価点1位の者と2位の者との差が0.5点未満の場合

1位の者に対し2位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数

2) 技術評価点は、あらかじめ定めた評価項目ごとの技術提案項目毎に優/良/可で評価し、その結果得られた数値を合算することにより算出する。

-1 評価項目

) 工事目的物の性能・機能に関する事項(安定性)

) 社会的要請に関する事項(交通の確保)

) 社会的要請に関する事項(特別な安全対策)

) 企業の信頼性・社会性に関する事項

-2 評価項目を具体化したもの

) 作業時の施工体制

) 緊急時の施工体制

) 交通規制を伴う路上作業の第三者(一般車両)に対する安全対策提案

) 社会貢献度

3) 価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は0点とする。

4) 入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

(3) 上記(2)2)に係る技術提案項目を具体化した、技術提案の内容は入札説明書による。

(4) 上記(2)2)で求めた技術提案については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

7. 低入札価格調査

上記6.(1)ただし書きの目的を達するため、本工事においては審査対象基準価格を設定し、評価値が最高である者の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続を保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。

8. 入札書の提出期限、場所及び方法

(1) 期限：平成30年5月14日(月)午後12時00分まで(ただし、郵便による入札については、書留郵便により期限までに上記2.(3)へ必着させること。)

(2) 場所：上記2.(3)に同じ。

(3) 方法：持参又は郵便(書留郵便に限る。)すること。

9. 開札の日時及び場所

(1) 期限：平成30年5月15日(火)午後1時30分

(2) 場所：上記2.(3)の1階入札室

10. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、確認資料の差し替えは認められない。なお、病気、死亡等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4.(5)及び(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると契約責任者が承認した者を配置しなければならない。

11. その他

(1) 当該工事に係る次年度の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により

締結する場合がある。

- (2)提出された確認資料等は、返却しない。
- (3)手続に関する問い合わせ先は、上記2.(3)に同じ。
- (4)本工事は単価契約のため、上記1.(5)施工概要の数量は契約を担保するものではない。
- (5)上記4.(2)に掲げる工事競争参加資格の認定を受けていない者も上記2.(4)により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けなければならない。
- (6)申請書等に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格を取り消すとともに、指名停止事務処理要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽を記述した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。さらに、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

以 上